

## 墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例（案）概要

### 1 目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、墨田区新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 組織及び職員

墨田区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。墨田区新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。墨田区新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。そのほか本部に必要な職員は区の職員のうちから区長が任命する。

### 3 部

本部長は本部に部を置き、属すべき職員は本部長が指名する。部に部長を置き、部長は部の事務を掌理する。

### 4 会議

本部長は、新型インフルエンザ等の対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他墨田区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に意見を求めることができる。

### 5 雑則

この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

### 6 施行期日等

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。